

令和四年政令第三百二十号

令和四年八月一日から同月二十二日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
令和四年八月一日から同月二十二日までの間の豪雨及び暴風雨による災害	法第三条から第六条まで、第十条、第十六条、第十七条、第十九条及び第二十四条に規定する措置

備考
一 上欄の豪雨とは、前線によるものをいう。
二 上欄の暴風雨とは、令和四年台風第八号によるものをいう。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。